

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でとても大切なものです。

福島市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年施行）に基づき、平成19年度に「福島市子ども読書活動推進計画」を策定して以来、子どもの読書環境を整え、家庭・地域・学校の連携や協働による子どもの自主的な読書活動を活発にするための取組を続けてきました。

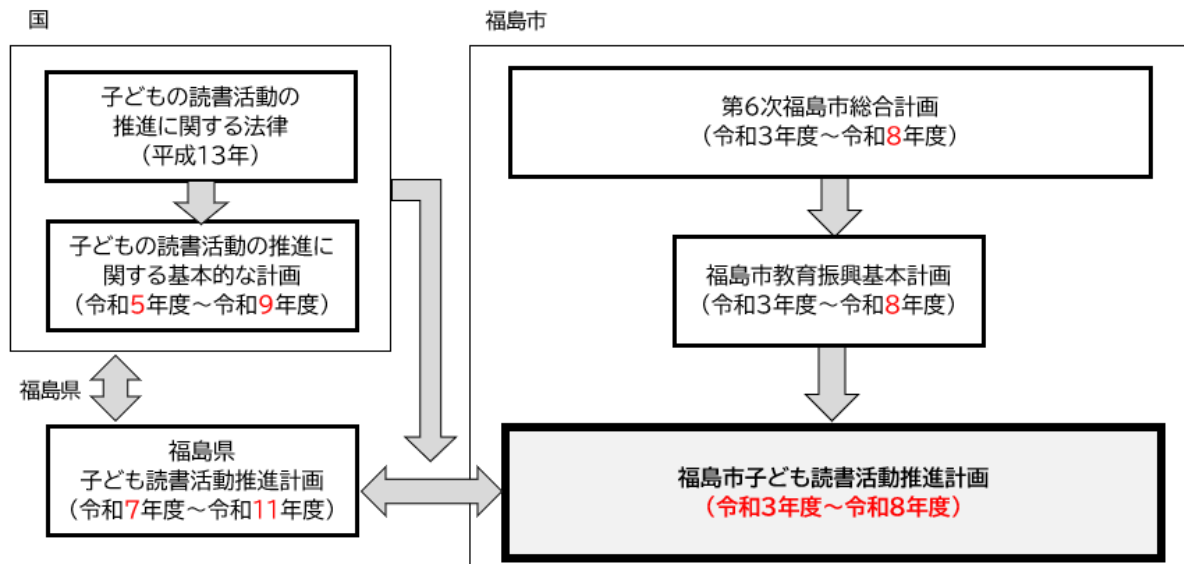
一方で、学習指導要領の改訂や学校図書館法の改正、情報通信手段の普及・多様化など子どもの読書活動を取り巻く環境は変化しています。特に、スマートフォン等を通じてインターネット上の文章を読んだり情報を検索したりすることが日常生活に定着しており、学校においては情報通信技術を活用した授業が行われています。今後、子どもが情報通信技術を利用する機会は確実に増えていきます。

このような状況を踏まえ、子どもの読書活動を推進していくためには、年齢や発達段階に応じた本と出会える環境を積極的に構築するとともに、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組が必要です。

このため、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組をさらに推進することを目的とし、今後おおむね6年間の本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を明らかにした「第4次福島市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく市町村の計画として位置付け、国、福島県の計画および「福島市総合計画」との整合性を図りつつ、「福島市教育振興基本計画」の取組の実現に向けて、重点的に取り組むべき施策について定めるものです。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

## 4 計画の対象

本計画でいう「子ども」は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

## 5 計画の推進主体

本計画は、福島市立図書館<sup>1</sup>を中心として、生涯学習施設・子育て支援施設・学校等・家庭が協力し、子どもの読書活動に関係する市民・団体とも連携を図りながら推進していくものです。

<sup>1</sup> 福島市立図書館：この計画において「図書館」と記述している場合は、福島市立図書館（本館・分館）を指します。